

岩手県告示第563号

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第52条第3項の規定により、西村二三夫に対し、第十寛漁丸（漁船登録番号IT3—45917）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

平成30年7月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 平成30年9月7日（金） 午後1時30分から
- 2 場所 久慈市八日町一丁目1番地 久慈地区合同庁舎4階第1会議室